

平成31年度

社会福祉法人 平川市社会福祉協議会事業計画書

〔基本理念〕

「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」

〔基本方針〕

少子高齢化社会の進行、産業・就業構造の変化、地域の人間関係の希薄化等を背景として、市民が直面している福祉課題及び生活課題は複雑多様化し、増大しています。

本会は、これらの問題に対応すべくセーフティーネットとしての生活福祉資金やたすけあい資金の貸付、成年後見制度の法人後見、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立相談支援事業の福祉サービス利用者の支援事業を積極的に推進するとともに、地域の連帯感の醸成や支え合いシステムの構築等、公的サービスの谷間にある住民の生活課題にも総合的に対応していきます。

現在、国においては「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めており、子ども、高齢者、障がい者等が地域生活者として暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる社会の実現をめざすこととしております。

平川市において展開される地域共生社会が、お互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティとなるよう、本会はその実現に向けた施策や制度において積極的に取り組み、その中核的役割を担うものです。

本会はその使命達成のため、平川市、関係機関・団体との協働を図りながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、基本理念である「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会」の具現化に取り組みます。

重点目標

1. 法人経営の基盤強化
2. 相談・援助体制の確立
3. 地域生活支援の強化
4. 地域福祉事業における住民参加の促進
5. 福祉教育・ボランティア活動の推進
6. 低所得者・障がい者等の自立生活支援
7. 介護保険事業・介護予防事業の経営基盤の強化
8. 共同募金配分事業の効果的実施
9. 指定管理者事業の経営・受託事業の効果的運営

事業内容

1. 法人経営の基盤強化

(1) 理事会・評議員会・三役会議

社会福祉協議会における経営を担う理事会、評議員会を定期的を開催、三役会議を随時開催し、役職員一丸となって経営基盤の強化を図ります。

また、社会福祉制度改革に基づいたガバナンス強化や透明性の確保等への対応に取り組めます。

(2) 福祉推進委員会の開催

福祉推進委員会を開催し、それぞれの地域の実情に合わせた地域福祉事業を推進します。

(3) 各種委員会の設置、開催

専門的事項について、法人の経営に参画し、又は会長の諮問に応え、意見具申を求めるため定款第 33 条に基づく委員会を設置、開催します。

(4) 職員レベルの会議、委員会等の開催

①課長会議、事務局会議、事業管理者会議の開催

②広報編集委員会、研修委員会、自己評価課題検討委員会の開催

(5) 第 3 次地域福祉活動計画策定

第 2 次地域福祉活動計画最終年として、計画の進行管理及び評価を行います。また、平成 3 2 年度から平成 3 6 年度までを期間とする、第 3 次地域福祉計画策定年となります。これは、第 2 次計画の評価に基づく中長期計画であり、平川市地域福祉計画との整合性が重要となります。

(6) 監査の実施

社会福祉協議会における事業、会計の適正な運営を図るため、年 2 回の定期監査を行います。

(7) 社協内部けん制体制の構築

「金銭取扱いマニュアル」を活用した、内部けん制に取り組みます。

(8) 内部監査の実施体制の構築

社協における事業、会計の適正な運営を図るため、内部監査実施要綱制定及びそれに基づく内部監査を行います。

(9) 平川市の定例指導監査

社協事業、介護保険事業、受託事業等について指導、助言を受けます。

(10) 苦情解決に関する第三者委員の設置・運営

本会事業のサービス利用者からの苦情に対し、社会福祉法第 82 条をふまえた本会規程に基づき、利用者の権利と利益の保護に資するため、迅速な改善を図ります。

(11) 個人情報保護及び特定個人情報に関する体制の強化推進

職員に対し内容の周知、徹底を図ります。

(12) 理事、監事、評議員の研修会開催及び外部研修への参加

役員、評議員の研修会、外部研修への参加機会を設け、変動する社会福祉の事業や制度に関して学習する機会を設けます。

(13) 職員研修の実施

職員の専門性・資質の向上及び福祉意識の共有を図るため、研修実施要綱に基づく研修計画に基づき、内部研修、外部研修、自己研修を積極的に実施します。

(14) 社協だよりの発行

全世帯対象として、社協の機関紙「社協だより」を年 2 回発行します。

(15) 社協ホームページの運用、更新

各種情報の提供、事業の P R、各種申請様式のダウンロード等のツールとして、ホームページの運用及び更新を図ります。

(16) 社協自己評価結果の実施

社協が提供する福祉サービスの質を向上させるため、住民・利用者の視点で構築された自己評価票を活用し、全職員を対象に実施します。

(17) 社協会費・寄付金の募集

自主財源である会費と寄付金の果たす役割は非常に大きく、会費増を目標に募集方法の検討や更なる趣旨の理解に努めます。

(18) 共同募金運動の実施

共同募金の趣旨を踏まえ、地域の課題やニーズに合った事業計画を立案し、住民に対して配分金の使途を明確にした情報提供を行います。また効果的な事業に対しては、福祉団体等への支援も行います。

(19) 社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」

社会福祉制度改革への対応として、青森県社協主体のネットワークに参加し、福祉制度のはざまにいる人を対象とした総合相談、経済的支援、食料の

提供、就労・社会参加等の支援活動を実施します。

(20) 県域、広域レベルの連携・協力

- ①青森県市町村社会福祉協議会連絡会
- ②津軽広域社会福祉協議会連絡協議会

2. 総合相談・援助体制の確立

(1) ふれあい相談所の開設

全ての住民を対象に、総合的に対応した相談体制を整備します。

また、広域的な相談窓口の開設や、あらゆる社会資源(ふれあいテレフォン等)を活用し、個々の生活支援も含めて問題の解決に向けた、相談と援助を一体的に提供する相談援助機関の確立に努めます。

- ①特別相談所 (年 12 回) 10:00~14:00 司法書士
- ②一般相談所 (第 2・4 火曜日) 9:00~11:30 平 賀ふれあい相談員
- ③一般相談所 (第 2・4 水曜日) 9:00~11:30 碓ヶ関ふれあい相談員
- ④一般相談所 (第 2・4 木曜日) 9:00~11:30 尾 上ふれあい相談員
- ⑤広域法律相談所(年 11 回) 10:00~12:30 弁護士
- ⑥電話相談、出張相談の実施(随時) 社会福祉士、在宅介護支援センター
相談員、看護師等
- ⑦一般相談、介護相談(月曜~金曜)9:00~16:45 同上
- ⑧メール相談 (月曜~金曜)9:00~16:45 社会福祉士

(2) 相談員研修会への参加

ふれあい相談員に対して、面接技法の習得及び資質の向上を図るため、各種研修会へ派遣します。

(3) 本会相談員研修会の開催

相談援助技術の習得や専門的事項に関する研修会を開催し、相談員間での意識の共有を図るとともに、相談員個々の資質向上も図ります。

(4) 市及び専門機関との連携、協力

本会の相談は、あらゆる相談に対応するため、他の社会資源と有機的に連携します。また必要に応じ、他の専門機関へも個人情報保護を踏まえ、情報提供を含め協力します。

(5) 広報活動の実施

あらゆる媒体を利用し、相談情報の提供を行います。

- ①平川市ふれあい相談所年間日程表 (年 2 回 毎戸配布)
- ②広域心配ごと相談所年間日程表 (年 2 回 毎戸配布)
- ③社協ホームページへの掲載 (随時)

(6) 少しだけお節介事業の実施

市内在住の 30 歳以上の独身男女を対象に、登録された会員だけがアク

セスできるインターネットに情報を公開することで出会いの機会を提供します。

3. 地域生活支援の強化

(1) 小地域ネットワークの形成

小地域において、ケースに順応したネットワークを形成します。

また、それぞれ独自の組織体制の確立、運営の支援に加え、効果的な組織間の連携も図ります。

(2) 日常生活自立支援事業の実施（基幹社協）

高齢者や障がいのある方が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的な金銭管理を行います。

また、地域包括支援センター等関係機関と連携した取り組みを行います。

① 専門員の配置（社会福祉士等）

② 基幹社協として管内社協との連携

③ 生活支援員（管内社協）に対する支援

④ 専門員及び生活支援員に対する各種研修会、セミナーへの派遣

(3) 成年後見サポートセンターの運営

精神上の障がいによって判断能力が十分でない方々が、社会生活において様々な法律行為を必要とする場合に、相談から成年後見人の受任まで総合的に支援します。

また、判断能力に応じて日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行をスムーズに行えるよう支援します。

(4) 権利擁護と成年後見セミナーの開催

成年後見サポートセンターで養成した人材へのフォローアップや市民後見人への活動支援、市民に対しての成年後見等の権利擁護関係制度の周知を図るためにセミナーを開催します。

(5) ひとり暮らし高齢者等屋根の雪下ろしの実施

生活保護世帯以外の近隣市町村に身寄りのない低所得者を対象に、ボランティアの協力を得て、雪下ろしを実施します。上記以外の世帯には、有償で実施する市内の業者を紹介します。また、福祉会（部）等が設置され、独自の対応をしている町会への支援を行います。

(6) 在宅介護者の会の育成、支援

(7) 福祉機器の貸出、紹介、斡旋

(8) 子育て応援ネット事業【広域事業 平川・黒石・藤崎】の実施

地域による子育て力の一助並びに、子どもを安心して生み育てる環境を整備する一環として、保育サービスの担い手として養成した「保育サポーター」の派遣等による子育て家庭の支援を図ります。

- ①保育サポータースキルアップ研修会
- ②子育てサロンの開設支援
- ③ファミリーサポートシステムの運営

4. 地域福祉事業における住民参加の促進

(1) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業」

①ほのぼの交流協力員事業の実施

住民ボランティアが地域内のひとり暮らし高齢者等に対し、定期的な友愛訪問や見守り活動を行います。加えて、様々な機関と連携し、生活困窮を含むニーズ発見のためのネットワークや課題解決に向けた住民による共助体制の構築を図ります。

また、住民の生活を支援する様々な関係者を参加対象とした研修会を開催し、生活支援者の質の向上を図ります。

②ボランティア活動促進事業（ボランティア活動保険）

誰もが安心してボランティア活動が行えるよう年間を通じ、登録ボランティア（各種事業協力ボランティア、ボランティアセンター登録ボランティア、ボランティア連絡協議会会員等）に活動保険を掛け支援します。

(2) ふれあいいきいきサロン推進事業

誰もが気軽に歩いて参加できる場所を拠点に、参加者が自ら企画し、運営する小地域（グループ）での生きがい活動を支援します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業としての発展を推進します。

①ふれあいいきいきサロン開催グループへの支援、協力

社会資源の紹介、物品の貸し出し、情報提供等により側面からサロンを支援すると共に新たなサロンの設置を推進します。

②サロンの普及、啓発

③情報交換・意見交換会の開催（出前講座、総合事業の推進）

(3) 地域ふれあい交流会開催事業

住民相互の交流保持と地域におけるネットワーク推進を図るため、児童から高齢者まで地域の誰もが参加できる町会単位の交流会を開催します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業としての発展を推進します。

①打合会の開催

年間を通じての交流会の内容について協議し、より有為な交流会を開催するための打合会を開催します。

②ふれあい交流会開催地域への支援、協力

交流会開催に必要な物品の貸し出しや関係機関との調整、チラシ作成、情報提供を行ない交流会の開催を支援します。

③情報交換・意見交換会の開催（出前講座、総合事業の推進）

(4) 小地域福祉活動事業の推進

小地域における福祉のまちづくりを目的に、ほのぼの交流ネットワーク活動を基盤とした、地域独自の福祉活動を支援します。

必須事業には、町会の世帯数に応じた助成金を交付します。また、特定事業も選択した場合には、事業に応じた助成金を上乗せ交付いたします。

①ふれあいホットサロン事業の推進（選択事業）

小地域福祉活動事業の選択事業で、65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象とした小地域での会食サービス事業を行う町会及び福祉会（部）に対して助成金を上乗せ交付します。

②小規模除排雪事業の推進（選択事業）

小地域福祉活動事業の選択事業で、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯及び障がい者世帯を対象に、道路除排雪後の雪の固まり除去や生活路の確保をするために除雪ボランティアを配置した町会及び福祉会（部）に対して助成金を上乗せ交付します。

③特定助成金（選択事業）

小地域福祉活動事業の選択事業で、通常活動の他、個別開催している先駆的地域福祉事業に対して、内容を精査の上で助成金の上乗せ交付します。

(5) 災害時マップづくり事業の支援・協力

地震等の災害時に備え、平川市が取り組んでいる要援護者台帳等を活用しながら、要援護者と地域内の人的社会資源や物的社会資源を結びつける災害時マップの作成を推進することで、防災意識の高揚や地域内での減災に取り組む体制作りを支援します。

(6) 福祉会（部）の設置促進

小地域福祉活動推進の核となる福祉会（部）の設置を推進します。また、必要に応じて複数の町会や小学校区単位を基盤とした福祉会や地区社協といったエリアで活動する地域福祉の在り方についても検討します。

(7) 緊急通報システム「福祉安心電話サービス事業」の実施

ひとり暮らし高齢者等を対象とした近隣協力員及び遠方家族、消防、警察等のネットワークによる緊急時（急病、火災）の対応や、協力員による地域での見守り体制も築き、ほのぼの交流協力員、福祉会（部）、民生委員等と連携し、福祉コミュニティの形成に努めます。

①通報機器の管理

②事業のPR及び設置希望者調査

③新規設置世帯及び協力員等説明会の開催（随時）

④おげんきメールサービス等の設置促進

(8) ひとり暮らし高齢者会食サービス事業（12回）

ひとり暮らし高齢者を対象に、月1回の会食の中で、参加者相互間での交流と話し合いの場とする。また、食生活改善推進委員会とボランティアの協

力で効果的な栄養の確保等を考慮して実施。またアトラクション等による刺激づくりを行います。

(9)ひとり暮らし高齢者等料理教室の開催(4回)

在宅のひとり暮らし高齢者等を対象に、講師による料理教室を開催し、参加者同士の交流と栄養のバランスのとれた調理指導を行い、在宅でも調理できる意欲の喚起を図ります。

(10)愛の輪レクリエーション事業(県社協指定事業予定)

市内全体の障がい児・者、その家族、ボランティア、関係者が一堂に会しレクリエーションを通じて交流し、互いの親睦と融和を図ると共に、この機会を通じて障がい児・者の日常的な社会参加や自立生活支援に係わる課題について当事者・関係者が話し合う場を形成します。

5. 福祉教育・ボランティア活動の推進

(1)ボランティアセンターの基本方針

今日の「介護予防・日常生活支援総合事業」や「我が事・丸ごと地域共生社会実現」といった国の施策からも地域住民によるボランティア活動の重要性が増してきております。

このような流れからも年齢、性別、障がいの有無などに関係なく、子どもからお年寄りまで様々な人々がその力や経験を活用し、有機的なつながりを形成する場を提供できるよう環境整備が求められます。

前述を踏まえ、社会的に公共性を有するボランティア市民活動センターとして、ボランティアや市民活動を実践している方々が、自分の可能性を発見し、いつでも、どこでも、身近で楽しく、市民が主体的にボランティア活動に参加できるネットワークの構築を図ります。

- ①ボランティア・市民活動センター推進委員会の開催
- ②ボランティアに関する情報の提供及び啓発
- ③ボランティアに関する相談、登録、斡旋
- ④ボランティアに関する養成、研修、講座
- ⑤ボランティア活動保険等の加入促進
- ⑥ボランティア連絡協議会との連携

(2)災害ボランティアネットワークの構築

近年、様々な大規模災害の経験から、緊急時に速やかに対応できる体制作りが求められており、災害救援マニュアル等に基づきながら災害ボランティアネットワークの構築を図ります。

(3)福祉教育の推進

①ボランティア活動推進校の指定

福祉教育の推進を図るため、市内小・中学校、高等学校全校を対象に推

進校を募集します。また、学校を取り巻く地域での福祉活動を効果的に展開する地域指定も行います。

②小学生福祉体験事業の開催

福祉施設利用者との交流を図ることで、児童自身が主体的にさまざまなことを学び取れるよう機会を提供します。また、この体験を家族間で共有できるような、プログラムづくりに努めます。

③学校連絡会の開催

市内の小・中学校の担当教員と福祉教育、ボランティア等の福祉に関する情報交換会を開催し、福祉ニーズを共有します。また、福祉ニーズや福祉意識調査の結果等を参考に学校関係者と協働する事業の企画等について検討します。

④社会福祉士実習(大学生等)の受入れ

実習受入マニュアルに基づき、実習指導者研修を修了した実習スーパーバイザー(社会福祉士)が中心となり、組織内の共通認識の下に次世代の福祉を担う人材育成を支援します。

(4)福祉情報出前講座の講師派遣・斡旋

町内会や各種団体から申込みを受け付けて、職員の派遣または講師を斡旋して、福祉の広報活動として、出前講座を実施します。

また、住民ニーズに応じたメニューの開発にも努めます。

(5)ボランティアポイント事業の実施

ボランティア市民活動センターに登録されたボランティアに対し、ポイントカードを発行し、ボランティア活動が実績として見れる体制を構築することで市民のボランティア意識の高揚とボランティア活動の継続性を高めます。

6. 低所得者・障がい者等の自立支援

社協では低所得世帯の自立支援、世帯更生を目的に以下の事業を行います。

(1)たすけあい資金の貸付

たすけあい資金は、本会が行なう世帯更生に向けた生活支援、自立援助のための貸付資金です。

(2)たすけあい資金運営委員会の開催

たすけあい資金貸付金の償還猶予、免除等について協議し、適正な処理を行うため、たすけあい資金運営委員会を開催します。

(3)生活福祉資金の貸付

「総合支援資金」、「福祉資金」、「緊急小口資金」、「教育支援資金」等対象世帯の自立更生を目指して、資金の貸付と民生委員の指導援助の併用により生活意欲の助長促進と生活の安定を目的に貸付します。また、生活困窮者自

立支援事業との連携を図っていきます。

(4)長期生活支援資金の貸付

一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付します。

(5)要保護者世帯向け長期生活支援資金の貸付

生活保護受給申請者に対し、一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付します。(本事業は、生活保護に優先する事業であります。)

(6)NHK歳末たすけあいの配分(共募配分事業)

手をつなぐ親の会と母子寡婦福祉会の当事者団体による合同のクリスマス会を開催することにより、会員相互、団体間、親子間のふれあい交流を図ります。

(7)障がい者通園(所)助成費

心身障がい者が10月から3月までの市外の就労支援施設、作業所等に通園する際の交通費を助成することで、生活の支援を図ります。

市内に潜在する対象者へ制度の周知を図ると共に、生活面に関してのニーズの掘り起こしを行い、通園助成以外の生活支援についても検討します。

7. 介護保険事業・介護予防事業の経営

◎訪問介護事業所・第1号訪問事業

1. 基本方針

(1)利用者の方が、住み慣れた地域の中で、その人らしい生活が出来るよう、共に考え、共に歩みながら支援します。

(2)地域の生活支援ネットワークとの絆とかかわりを深め、地域住民の一番身近な存在である事業所を目指します。

2. 事業内容

(1)訪問介護

①身体介護

受診介助、食事、排泄、衣類着脱、自宅入浴介助、身体の清拭、洗髪、通院等乗降介助、その他必要な身体介護等を行います。

②生活援助

調理、衣類の洗濯と補修、住居等の掃除と整頓、生活必需品の買物、関係機関等の連絡、その他必要な家事等を行います。

(2)第1号訪問事業

調理、衣類の洗濯、住居等の掃除や整頓、生活必需品の買物等日常生活上の出来ないところの見守りやお手伝いを行います。

(3)自費サービス

介護保険サービスを優先とし、介護保険ではできない部分の必要な

介助を行います。

3. その他

(1) 介護保険制度改正の把握

介護保険制度改正に伴い、新たなサービスの把握に努め、より効果的なサービスが提供できるよう努めます。

(2) 事業の評価と事業内容の見直しを行います。

① サービス提供に関してのマニュアルを見直し、改善する必要がある場合は、検討・変更して、質の高いサービスを提供します。

② 利用者の状態、環境の把握、情報共有のため、ディサービス、ケアマネージャー等とのミーティングを随時実施します。

4. 研修会、会議、実習計画等

(1) 研修会の参加計画

① スキルアップ研修会

② 初任者・中級者・上級者研修

③ ホームヘルパー技術研修

④ 介護サービス事業者等に対する集団指導

⑤ 介護サービス情報の公表制度「10の研修テーマ」に係る研修会

(2) 会議等予定

① サービス担当者会議 (随 時)

② 管理者会議 (月 1 回)

③ サービス内容検討会議等 (随 時)

(3) 実習受け入れ予定

① 依頼のある場合は、随時、実習生を受け入れします。

◎通所介護事業所・第1号通所事業

1. 基本方針

本会の理念をモットーに、住み馴れた地域の中で、相互に支えあい自立した生活ができるよう、本会の社会資源を活用し、事業所内の連携を取りあい、心も身体も温まる施設を目指し、心身機能の維持に努めます。

「ここに来るのが一番の楽しみ」と思っただけけるよう、おもてなしの心で接し、個々の目的・要望にあった利用計画を共に考え、自立支援の促進に努めます。

2. 事業内容

(1) 送 迎：ドア・トゥ・ドアにて対応し、利用者及び家族に負担をかけるないようにします。(必要に応じて自宅内への送迎を行います。)

(2) 健康管理：バイタルチェックのみならず、利用者及び家族とのコミュニ

ケーションを図り、心身状況の把握、体調変化の早期発見に努めます。

- (3)入浴：心身状況に応じた介助及び浴槽にて入浴を行い、心身ともリラックス出来るように対応します。
- (4)食事：身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、月1回から2回は、バイキングを実施して、楽しんでいただきます。
- (5)レクリエーション：心身の活性化を目的に、バラエティに富んだレクリエーションメニューで、明るく楽しい雰囲気の中で楽しんでいただきます。
- (6)排泄：利用者の自尊心を傷つけないよう配慮し、自立度に応じた介助及び見守りをします。
- (7)相談援助：利用者及び家族からの相談に対して迅速、適切な対応及び助言をします。
- (8)機能訓練：利用者の心身等の状況において日常生活を送るのに必要な機能の回復、または、その減退を防止するための訓練を行います。

3. その他

(1)サービス提供の方針

- ①介護事故防止に努め、安全で快適なサービスを提供します。
- ②安心安全な運転を心がけ、時間と心に余裕をもって送迎します。
- ③接遇及び職員の資質向上に努め、やすらぎを感じていただけるようサービスの充実を図ります。

(2)利用者及び家族に、通所介護事業の情報を活発に提供します。

- ①ディサービスだよりを毎月発行し、事業の情報（行事・献立・お知らせ等）を利用者及び家族に配布します。
- ②見学や体験利用を随時募集し、実施していることのPRをパンフレット等で行います。

(3)事業の評価と事業内容の見直しを行います。

- ①サービス提供に関するのマニュアルを見直し、改善する必要がある場合は、検討・変更して、質の高いサービスを提供します。
- ②年1回以上、利用者及び家族に対して、通所介護を利用している満足度、要望、意見等のアンケートを実施します。その結果報告と改善点を利用者及び家族に報告します。
- ③利用者の状態、環境の把握、情報共有のため、ホームヘルパー、ケアマネージャー等とのミーティングを随時実施します。

4. 研修会、会議、実習計画等

(1)研修会の参加計画

- ①介護サービス情報の公表制度「10の研修テーマ」に係る研修
- ②介護サービス事業者に対する集団指導

- ③青森県社会福祉協議会主催の研修会
 - ④青森県立保健大学地域連携・国際センター主催の研修会
 - ⑤採用時研修会：主な内容—法令遵守・接遇等（採用後3ヶ月以内）
- (2)会議等予定
- ①サービス担当者会議（随 時）
 - ②管理者会議（月1回）
 - ③サービス内容検討会議等（随 時）
- (3)実習受け入れ予定
- ①依頼のある場合は、随時、実習生を受け入れします。

◎指定居宅介護支援事業所

1. 基本方針

- (1)利用者が住み慣れた地域の中でその人らしい生活の継続が出来るように、共に考え、共に歩みながら支援します。
- (2)地域の生活支援ネットワークと連携を密にして、より安心できる生活環境づくりを目指します。
- (3)利用者の意思及び人権を尊重し、心身の状況や置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき適切な保健、医療サービス及び福祉サービスが総合かつ効率的に提供されるように努めます。
- (4)平川市、在宅介護支援センター、他の指定介護支援事業所、介護保険施設、医療機関等との連携に努めます。
- (5)居宅サービスなどが特定の種類、または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に居宅介護を支援します。
- (6)介護予防から介護予防・日常生活支援総合事業への移行にあたり、円滑な実施が図れるよう他の職種との緊密な連携を図ります。

2. 事業内容

- (1)介護給付
 - ①利用相談
 - ②契約
 - ③ニーズの把握、課題分析
 - ④ケアプランの作成
 - ⑤サービスの調整(サービス担当者会議開催)
 - ⑥ケアプランの説明と同意
 - ⑦サービス提供開始
 - ⑧サービス実施状況の把握(モニタリング)
 - ⑨給付管理票の作成と提出
- (2)予防給付・総合事業

- ①平川市から受託
- ②契約
- ③ニーズの把握、課題分析
- ④ケアプランの作成
- ⑤サービスの調整(サービス担当者会議開催)
- ⑥ケアプランの説明と同意
- ⑦サービス提供開始
- ⑧サービス実施状況の把握(モニタリング)
- ⑨給付管理票の作成と提出

3. その他

- (1)介護保険対象者の住宅改修・福祉用具購入相談、書類作成・申請代行
- (2)平川市からの介護保険要介護認定調査依頼受託
- (3)担当利用者の介護保険認定更新申請代行、認定調査、利用サービスの継続確認等
- (4)苦情処理・個人情報に関する管理
- (5)介護支援専門員実務研修の実習受入

4. 研修会

- (1)青森県社会福祉協議会主催の研修
- (2)介護支援専門員協会主催の研修
- (3)介護支援専門員更新研修
- (4)主任介護支援専門員研修
- (5)主任介護支援専門員更新研修
- (6)介護サービス事業者等に対する集団指導
- (7)訪問調査員現任者研修
- (8)介護予防従事者研修
- (9)地域包括支援センター主催の研修
- (10)職能団体主催の研修
- (11)介護支援専門員実務研修実習指導者養成研修
- (12)新任者に対する研修

5. 会議

- (1)内部会議(全体会議、管理者会議)
- (2)サービス担当者会議
- (3)地域ケア会議(推進会議、個別会議)
- (4)事業担当者会議
- (5)困難事例に対する担当者レベルの会議
- (6)苦情相談に対応する会議
- (7)内部定例会議

8. 共同募金配分事業

共同募金の配分については、住民の自主的な参加による活動により、住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来る、福祉社会実現のための事業に着目した配分を基本的に考えます。

この配分の内容については、寄付者の理解・共感を得ることが重要であり、地域住民の関心も高いことから、配分統計システムの活用による情報の公開を図ります。

- (1)障がい者通園(所)助成費
- (2)ボランティア推進校の活動
- (3)長寿福祉大会開催事業
- (4)社協だより発行事業
- (5)ひとり暮らし高齢者会食サービス事業
- (6)福祉情報出前講座事業
- (7)地域ふれあい交流会事業
- (8)ふれあいいきいきサロン開催事業
- (9)ファミリーサポートセンター事業
- (10)愛の輪レクリエーション事業
- (11)小学生福祉体験事業
- (12)成年後見サポートセンター事業
- (13)ボランティア市民活動センター事業
- (14)ボランティア連絡協議会助成事業
- (15)雪対策事業活動費
- (16)過疎地域活性化事業

9. 指定管理者制度事業・受託事業の効果的運営

◎平川市尾上地域福祉センター・保健センター、

平川市碓ヶ関地域福祉センターの管理運営(指定管理者制度)

1. 目的(経営方針)

地域福祉センターは、福祉活動の拠点として、市民の福祉ニーズに応じた住民参加による各種事業を行うとともに、地域住民の福祉の推進及び福祉意識の高揚を図ることを目的とします。

これは、地域福祉推進を図ることを使命とする本会の目的と合致していることであり、関わる事業を総合的、効果的に実施して、効果的な施設管理と経費削減に努めます。

また、開設されてから、尾上地域福祉センターは28年目、碓ヶ関地域福祉センターは25年目となり、設備等の老朽化が進んでおり、修繕等については、平川市の担当課と連携・協議をして、適正な施設管理に努めます。

2. 事業内容

必須事業であるデイサービス事業、研修事業、相談事業を含む次の事業を実施します。

- (1) デイサービス事業
- (2) 研修養成事業
- (3) 相談事業(ふれあい相談・特別相談・法律相談)
- (4) 介護保険事業(居宅介護支援・通所介護・訪問介護)
- (5) 幼児・児童健全育成事業
- (6) 教養娯楽活動事業
- (7) 福祉情報の提供
- (8) ボランティア活動支援事業
- (9) 尾上保健センター(2階)の管理

3. 利用方法

原則として、平川市の在宅高齢者、障がい者、母子、児童及び福祉関係団体を優先します。

◎平川市平賀・尾上児童館（指定管理者制度）

1. 目的

子どもを取り巻く環境等が変化する中、国においては子どもの健やかな成長と保護者の子育てを、社会全体で支援する環境整備が進められています。

本会は、児童館が子ども達にとって居心地の良い場所であると同時に、子育て家庭への支援としては、子育て情報の提供等を通じ、福祉のまちづくりを推進します。その上で児童館の果す役割は大きく、次世代育成支援対策推進行動計画のもと、本会が有する社会資源を始め、関係機関との連携により、地域の子育てネットワークの拠点として、効果的な運営を図ります。

2. 事業内容

- (1) 児童館事業は、児童に健全な遊びの場所を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に推進します。また家族や学校等とも有機的連携を図りながら推進します。
- (2) 本事業を2ヶ所(平賀、尾上地域)に開設し、児童の安全管理・生活指導及び遊びを提供します。また地域との連携を深め、家庭、学校、関係諸団体と協力し合いながら、子育て支援の場として地域に開放します。

◎ 尾上・碓ヶ関在宅介護支援センター 事業

◎ 平川市地域包括支援センターブランチ事業

1. 介護予防教室の開催
(1)回数：週1～3回程度実施
2. 一般介護予防事業
(1)1てんとうむし体操（年22回実施）
3. 介護予防・日常生活支援サービス事業
(1)通所型サービスC：運動、認知、口腔、栄養
(月4回概ね4ヶ月計15回実施)
4. 家族介護者教室の開催（年3回実施）
5. 認知症サポーター養成講座の開催（年1回以上）
6. 地域住民(高齢者)の実態把握をするとともに介護ニーズ等を評価します。
7. サービス基本台帳の整備をします。
8. 各種保健福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及び積極的な利用についての啓発を行います。
9. 在宅介護に関する各種相談に対し、電話、面接、訪問等による総合的な対応を行います。
10. 要介護高齢者等の家族等及び相談協力員に対する指導・助言を行い、相談協力員との連携を強化します。
11. 認知症高齢者の介護を含む家族介護方法の相談、家族介護サービスの利用に関する相談を行います。
12. 住宅改修に関する相談及び住宅改修に係る介護サービスの利用に関する相談を行います。
13. 公的保健福祉サービスの利用申請手続きの受け付け及び代行の便宜を図る等のサービスの適用調整を行います。
14. 福祉用具の展示、紹介、選定、具体的な使用方法又は高齢者向け住宅への増改築に関する相談及び助言を行います。
15. 地域包括支援センターのブランチ(地域住民の利便性を考慮し、地域住民からの相談を受け付け、集約した上で地域包括支援センターに繋ぐ窓口)として、業務の協力に関する事業を行います。
16. 各関連領域の専門機関との連携を図ります。(認知症・虐待・権利擁護等)
17. 平川市地域ケア会議へ毎月参加します。

◎地域支援事業の実施(受託業務)

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

- (1) 生活支援コーディネーターの配置
- (2) 一般介護予防事業
 - ・通所型サービスC 各15回(尾上・碓ヶ関在介)
 - ・てんとう虫体操 各22回(尾上・碓ヶ関在介)
 - ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- 2. 包括的支援事業
 - (1) 地域包括支援センターブランチ事業
- 3. 任意事業
 - (1) 家族介護者教室 3回(尾上・碓ヶ関地域)
 - (2) 家族介護者交流事業 2回(在宅介護者リフレッシュ事業)

◎平川市生活支援体制整備事業の実施(受託業務)

介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住民主体による生活支援と介護予防活動の創出に向けた体制作りに取り組んでいきます。

社協では、平川市の委託を受け、市全域を担当します。

- 1. 第1層生活支援コーディネーター業務
 - (1) 社会資源マップの更新
 - ・社会資源の発掘
 - ・社会資源マップの追加、更新
 - ・社会資源マップ活用の周知
 - (2) 支え合いの意識の普及・啓発
 - ・意見交換会を開催し、住民主体の支え合い活動の普及・啓発を図ります。また、具体的な支え合い活動についての住民間での話し合いや検討を行い立上げに向けた支援を行います。
 - ・アウトリーチにより、意見交換会の開催を促し、支え合いの意識を醸成します。
 - (3) 生活支援の担い手の養成
 - ・生活支援ボランティア養成講座、市認定ヘルパー養成講座を開催します。
 - ・講座受講者に対するフォローアップを図ります。
 - (4) 平川市、第2層コーディネーターとのネットワーク構築
 - ・コーディネーター連絡会議を月1回、開催します。
 - ・各種研修会に参加し、コーディネーターとしてのスキルアップを図ります。
 - (5) サービス創出にかかる指導、運営フォロー
 - ・平川市、1層、2層コーディネーターとの連携を密にとり、支え合いの地域づくりに取り組みます。

- ・生活支援体制整備協議会において、事業報告を行います。
- (6) その他
2. 第2層生活支援コーディネーター業務
- 社協では、平川市の委託を受け、碓ケ関在宅介護支援センターが碓ケ関地区を担当します。
- (1) 支え合いの地域づくりの意識の普及、啓発
- ・支え合いの地域づくり意見交換会を開催し、具体的なサービスの立ち上げを目指します。
- (2) 住民主体サービスの立ち上げ支援
- ・利用者と住民主体サービスのマッチングを行います。
 - ・碓ケ関地区内における各種団体との話し合いを行います。
 - ・サービス立ち上げに関する指導、フォローを行います。
 - ・平川市、第1層生活支援コーディネーターとの連絡、調整を行います。
- (3) 生活支援の担い手の養成
- ・生活支援ボランティア養成講座、市認定ヘルパー養成講座を開催します。
 - ・必要に応じて、市認定ヘルパーのフォローアップを図ります。
- (4) 平川市、第1層生活支援コーディネーターとのネットワーク構築
- ・コーディネーター連絡会議に月1回、参加します。
 - ・各種研修会に参加し、コーディネーターとしてのスキルアップを図ります。
- (5) 第2層協議体の設置、運営
- ・地域特有の生活課題について協議、解決することを目的に、第2層協議体の設置を目指します。

◎障害者相談支援事業

1. 基本方針
- (1) 利用者が地域での自立した生活が出来るよう、また、その人らしい生活の継続に留意し、共に考え、共に歩みながら支援します。
- (2) 地域の生活支援ネットワークと連携を密にして、より安心できる生活環境づくりを目指します。
- (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、心身の状況や置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき適切な保健、医療サービス及び障害福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように努めます。
2. 事業内容
- サービス等利用計画作成の過程においては、ケアマネジメント手法を活

用し、障がい者のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的視点から、地域での自立した生活を支えるものです。

(1) 相談支援事業の流れ

- ① 利用相談
- ② 契約
- ③ ニーズの把握・課題分析
- ④ サービス等利用計画(案)作成
- ⑤ サービスの調整(サービス担当者会議開催)
- ⑥ サービス等利用計画の作成
- ⑦ サービス等利用計画説明と同意
- ⑧ サービス提供開始
- ⑨ サービス実施状況の把握(モニタリング)

3. その他

(1) 苦情処理・個人情報に関する管理

4. 研修会

(1) 相談支援従事者研修会

5. 会議

- (1) 内部会議(全体会議、管理者会議)
- (2) サービス担当者会議
- (3) 事業担当者会議
- (4) 困難事例に対する担当者レベルの会議
- (5) 苦情相談に対応する会議

◎ 障害者総合支援事業(居宅介護事業)

1. 基本方針

- (1) 利用者の方が、住み慣れた地域の中で、その人らしい生活ができるよう、共に考え、共に歩みながら支援します。
- (2) 地域の生活支援ネットワークとの絆とかかわりを深め、地域住民の一番身近な存在である事業所を目指します。

2. 事業内容

(1) 居宅介護

受診介助、食事、排泄、衣類着脱、自宅入浴介助、身体の清拭、洗髪、その他必要な身体介護等を行います。

調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

3. 研修会、会議、実習計画等

(1) 研修会の参加計画

- ① スキルアップ研修会
- ② 初任者・中級者・上級者研修
- ③ ホームヘルパー技術研修
- ④ 障害サービス事業者等に対する集団指導

(2) 会議等予定

- ① サービス担当者会議 (随 時)
- ② 管理者会議 (月 1 回)
- ③ サービス内容検討会議等 (随 時)

(3) 実習受け入れ予定

- ① 依頼のある場合は、随時、実習生を受け入れます。

◎生活困窮者自立相談支援事業の実施

生活困窮者は、心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係の問題など、複合的で多様な課題を抱えて場合も多く、また、生活困窮者の多くは離職や障がい起因する家庭内の問題であることや年齢層も様々であることから表面化しにくい傾向にあります。しかし、解決が長引くほど状況は複雑化し、自立した生活に影響を及ぼします。本相談事業においては、受け身の相談（待ちの姿勢）ではなく、必要に応じた積極的なアウトリーチ（出向いていく支援）も行い、生活困窮者の早期把握・早期発見に努め、包括的な伴走型支援、創造的な支援によりエンパワメントし、相談者が自立した生活が営めるよう努めます。

(1) 自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている方々に対し、相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要なのか相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(2) 住居確保給付金の支給

離職により住宅を失った方、またはを失う恐れのある方に、就職に向けた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当の住居確保給付金を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

(3) 支援調整会議の開催

自立相談支援事業や住居確保給付金の申請において、作成した支援プ

ランの適切性や関係機関との情報共有、プランの評価、支援の終結といった内容を関係者で協議する支援調整会議を開催します。

(4) その他の支援

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する就労準備支援、住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う一時生活支援、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う家計相談支援、生活困窮家庭の子どもへの学習支援といった平川市で実施していない任意事業についても、相談者のニーズに応じて個別対応します。

10. その他の事業

1. 福祉有償運送事業
2. 三世代交流ふれあい広場の開催
3. 平川市長寿福祉大会の共催
4. 空き缶つぶしボランティアへの協力
5. 青森県共同募金会平川市共同募金委員会事務契約
6. 福祉関係団体の事務及び事業への協力

各福祉関係団体は、組織として目的をもった任意団体であり、社協と連携して地域福祉の向上に寄与するため、事務委託契約を締結して、その活動を支援します。

※契約に基づく福祉関係団体事務

- (1) 平川市老人クラブ連合会
- (2) 平賀地区・尾上地区・碓ヶ関地区老人クラブ
- (3) 平川市ボランティア連絡協議会
- (4) 平川市母子寡婦福祉会
- (5) 平川市遺族会
- (6) 平賀・尾上赤十字奉仕団
- (7) 平川市手をつなぐ親の会
- (8) 平川市身体障害者福祉会碓ヶ関支部
- (9) えがおの会
- (10) 平川おもちゃ病院